

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年9月1日

秋田県農業共済組合  
組合長理事 佐々木 昌志

## 1. 競争入札に付する事項

(1) 農業共済会館ブロック塀一部撤去

① 北側 (63.8 m<sup>2</sup>)

(2) 作業内容等

基礎及びブロック塀（下から数えて3段目まで）を残し、それ以外の部分を撤去する。なお、入札へ参加する場合は入札前までに本会館へ来館し、説明を受け、現地確認することとする。

また、経費は運搬代・処分代、作業時の養生代、足場代、発電機代等を含むものとする。

(3) 作業期限

令和2年10月16日(金)

(4) 作業場所

秋田市中通三丁目4番50号

秋田県農業共済組合・本所

(5) 入札方法

入札は紙入札方式により実施し、入札金額は総価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2. 競争参加資格

競争に参加する資格を有する者は、次の全ての要件を満たしている者とする。

① 当該契約を締結する能力を有していること。

② 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

③ 自らが、若しくは自社の代表者、役員又は役員に準ずる者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力でないこと。

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと)

### 3. 個別説明会及び現地確認の実施

#### (1) 個別説明会等の期限

説明会及び現地確認は入札希望者毎に個別で行うものとし、実施期限を令和2年9月17日(木)までとする。

ただし、実施希望日については、事前に下記連絡先へ電話で予約を行い、日程調整した上で決定する。

#### (2) 実施場所

本公告1(4)と同じ

#### (3) 連絡先

本所・総務部総務課(担当:樋口) TEL018(884)5222

### 4. 入札参加資格の確認

入札参加者は、農林水産省の機関から指名停止の措置等を受けていないことを証明する「契約に係る指名停止等に関する申立書」を入札書とともに本組合宛て提出すること。

なお、入札参加資格の確認は、開札後に、原則として落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者について行い、その他の者については確認を行わないものとする。

### 5. 入札書の提出

#### (1) 提出期限

令和2年9月18日(金)15時

#### (2) 提出場所

本公告1(4)と同じ

#### (3) 提出方法

入札書は持参すること。

この場合、入札書は封筒に入れ封印し、表面上段に「入札書在中」、中段に「農業共済会館ブロック塀一部撤去契約に係る入札書について」、下段に所在地、名称、代表者を記載し、印を指定された箇所へ押印すること。

#### (4) その他

①入札執行回数は1回とする。

②開札の結果、入札参加者が1者であった場合でも入札を執行する。

### 6. 入札参加の辞退

入札書を提出した後、落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を失効したとき、または、入札参加を辞退するときは、その旨

を本組合あて書面により速やかに通知しなければならない。

## 7. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がないことが確認された者が行った入札
- (2) 開札日から落札決定の日までの間において、本公告2に掲げる要件を満たさないこととなった事が確認された者の行った入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札を行った者の入札
- (4) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (5) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は入札金額を訂正した入札
- (6) 記名押印を欠く入札
- (7) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

## 8. 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、入札価格が最も低い者が2者以上であるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
- (2) (1)の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合であって次のいずれにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。
  - ① 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき
  - ② 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき
- (3) (2)によっては落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が2者以上である場合は(1)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、(2)の確認等を行うものとする。
- (4) 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。

## 9. 落札結果

結果詳細については開札後、速やかに書面通知する。

## 10. 入札保証金及び契約保証金

免除する。

## 11. その他

- (1) 入札に関する予定価格については事前公表しない。
- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは実施しない。
- (3) 履行期限は事情により変更することがある。
- (4) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が本公告2に掲げ

る要件を満たさないこととなった場合は、当該落札者と契約を締結しないことができる。